## 条例の点検・見直しシート

			作	成年	月日		平成24年6月29日		
条例の題名		三重果営住宅条例	公 ?		<del>/」日</del>	平成9年7月1日			
条例番号		平成9年三重県条例第52号	直	近 改	正日	平成24年3月2			
所管部局課		<b>県土整備部住宅課</b>	電話		番 号		059-224-2703		
条例の概要		県営住宅及び共同施設の設置及び管理について、公他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるもの				及び地方自治法その	条例の 類型 <b>財産管理</b>		
視点		項目		回	答	検 討	内容		
必要	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当 性を有している。			はい	١	条の2第1項の規定によ があることから、条例の ている。	では、地方自治法第244 以、条例で定める必要 目的は、妥当性を有し		
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認 められる。			はい	١	公営住宅法第3条により 不足を緩和するため公 が、地方公共団体に課	営住宅を供給する義務		
性	条例に基	<b>基づく事務・事業で、現在行われていないものはな</b>	l 1。	はい	١				
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。				はなし				
		条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)。			١	地方自治法第244条の 例で定める必要がある。	2第1項の規定により、条		
	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。			はい	١	公営住宅法及び地方的	自治法第244条 <b>の</b> 2		
適 法	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれ はない(近年の判例動向に適合している。)。			゚はい	١				
性	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。			はい	١				
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。			はい	١				
	条例の目	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。			١	施策353 快適な住まい	まちづくり		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受け $t$ ことはない。			はい	١				
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が 認められる。			はい	١				
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。			はい	١				
効 率	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。			はい	١				
性	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。			はい	١				
	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。			はい	١				
公 平	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。				え	受益者負担の考え方から住宅に困窮する低額 所得者に限ったものであり、公平性を欠いたも のではない。			
性	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。				え	受益者負担の考え方から入居者に対してのみ 家賃を求めるものであり、公平性を欠いたもの ではない。			
その他	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。			該当	なし				
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。				1				

		理	由	特	記	事	項		有効期限
点検・見直	改正・廃止の	A 22 WILL   10   2   1   12   10   17   17   17   17   17   17   17	<b>-して手続をするため、一</b>		の改革の 法律の	の推進)整備に	を図るた 関する	見直しに 関する規 定の有無	用効期限に関する 規定の有無
	必要はない	斉点検での改正・廃止を必要と	•	が改正されて条例	移設の	整備基		無	無